

すいた里親道路活動における保険について

市民活動災害保障制度とは？

すいた里親道路活動中に怪我等をした場合には、「市民活動災害保障制度」により補償できる場合があります。

加入手続きはどうすればよいの？

協定締結時に「吹田市市民活動災害保障制度 市民活動団体届」を提出してください。締結以後は、毎年年度当初に活動者名簿を市に提出してください。

（市への名簿提出は、年1回ですが、団体代表者においては転入・転出等の加入者の管理は随時してください。※団体として加入していますので、転入等による年度途中の新規加入者についても補償対象となります。）

加入要件、補償内容は？

市民活動災害保障制度要領に基づきます。

詳細は、協定締結時に市担当者にお問い合わせください。なお、労働災害等と重複して補償を受けることは出来ません。

活動中に怪我をした場合は、どうすればよいの？

活動中の怪我により、補償を請求する場合は、速やかに市担当者にご連絡ください。

（1）自治会及び自治会下部組織… 代表者（自治会長等）から市民自治推進室（06-6384-1326）へご連絡ください。

（2）自治会等以外の市民団体 … 道路室（06-6872-6114）へご連絡ください。